

青森県報

第二千四百八十九号

平成十七年
六月十三日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則…………… (畜産課) …… 一

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (高齢福祉課) …… 一

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活課) …… 三

建設業者の許可の取消し…………… (青森県土整備事務所) …… 三

右 同…………… (同) …… 三

右 同…………… (八戸県土整備事務所) …… 四

出先機関

土地改良区の役員住所変更…………… (西北土地改良区) …… 四

土地改良区の役員退任…………… (農林水産事務所) …… 五

選挙管理委員会

規 則

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 六
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出…………… (同) …… 六
正 誤…………… (農村整備課) …… 七

平成十七年四月十八日及び平成十七年五月十八日定例出先機関中…………… (農村整備課) …… 七

青森県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十一号

青森県家畜取引法施行細則の一部を改正する規則

青森県家畜取引法施行細則(昭和三十二年二月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第五百十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつたので、同法第七十

株式会社ケア サポートロー ジナ	十和田市東二十三 番町二九の三〇	居宅介護支援 事業所ケアサ ポートロージ ナ	十和田市東二十三 番町二九の三〇	一七・三・六
社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	上北郡七戸町字立 野頭一三九の一	社会福祉法人 七戸町社会福 祉協議会	上北郡七戸町字立 野頭一三九の一	一七・三・三
株式会社コサ 力技研	八戸市大字長苗代 字上碓田五六の二	ウインクルサ ポート	八戸市大字長苗代 字上碓田五六の二	"

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ゆいっこクラブ
- 三 代表者の氏名
中村 哲雄
- 四 主たる事務所の所在地
下北郡佐井村大字佐井字糠森一〇〇の三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域における山林や川、海など自然環境の保持、保全、再生の為の

活動をその目的とします。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 徳差建築
 - 二 氏名 徳差 国一
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市筒井三丁目四の一五
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一〇〇一四〇号
 - 五 取消年月日 平成十七年五月三十日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となつた事実
平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成十七年六月十三日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名所 斎藤建設工業株式会社
 - 二 代表者の氏名 斎藤 慈徳
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市古川三丁目二の三
 - 四 許可番号 青森県知事許可（特 一六）第一九二六号
 - 五 取消年月日 平成十七年五月三十日

六 取消しに係る建設業の許可
 土木、ほ装、しゅんせつ工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
 平成十七年四月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第九号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社アイユ一
- 二 代表者の氏名 濱田 義久
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市白銀四丁目四の五
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一七二二二号
- 五 取消年月日 平成十七年五月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年四月三十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市浦村土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項

の規定により公告する。

平成十七年六月十三日

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所 変更 の 年 月 日
理 事	高松 隆三	旧住所 北津軽郡市浦村大字十三字深津八九 新住所 五所川原市十三字深津八九	平成一七 三・六
"	三和 均	旧住所 北津軽郡市浦村大字相内字相内一三二 の 一 新住所 五所川原市相内一三二の 一	"
"	成田俊二 郎	旧住所 北津軽郡市浦村大字相内字岩井八一の 一 六 三 新住所 五所川原市相内岩井八一の 一 六 三	"
"	三和 金春	旧住所 北津軽郡市浦村大字相内字相内四〇 新住所 五所川原市相内四〇	"
"	三上 光治	旧住所 北津軽郡市浦村大字相内字相内一〇六 の 一 新住所 五所川原市相内一〇六の 一	"
"	秋田谷 悟	旧住所 北津軽郡市浦村大字相内字桂川五九の 六 新住所 五所川原市相内桂川五九の 六	"
"	奈良 孝一	旧住所 北津軽郡市浦村大字太田字山の井一七 五 新住所 五所川原市太田山の井一七五	"

選挙管理委員会

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	高松 隆三	五所川原市十三深津八九	平成一七・三・三

西北地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

平成十七年六月十三日

土地改良法の(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、市浦村土地改良区から、次のとおり役員が退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員退任

〃	〃	監事	〃
三浦 功	奈良 茂	越野 清志	丸山 永雄
新住所 五所川原市相内二三	旧住所 北津軽郡市浦村大字相内字相内二三	新住所 五所川原市相内桂川二三二の四四	旧住所 北津軽郡市浦村大字太田字山の井一五三の三
〃	〃	〃	〃

青森県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年六月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党青森支部 青森市第五支	藤本克泰	藤本誠吾	青森市浪館前田一丁目一の一八	平成一七・五・二

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
上林英一後援会 まつもり俊逸を励ます会	成田隆志 坂本豊昭	上林 哲 斉藤晃一	青森市中央二丁目二九の一 青森市桂木一丁目一の一	平成一七・五・二四

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年六月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
自由民主党青森支部	代表者	畑中 茂樹	野村 みさを	一七・五・二六
自由民主党三厩支部	政治団体の名称	自由民主党三厩支部	支部	一七・五・二六
自由民主党青森県大樹支部	代表者	岸 智文	新谷 幸彦	平成 一七・五・九
	主たる事務所の所在地	青森市大字大野字山下六八の三一	青森市中佃一丁目七の一	

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
青森県石油政治連盟	会計責任者	平野 正彦	辻 憲一	平成 一七・五・九
会 会	代表者	河野 豊	高坂 悦二	一七・五・三
会 会	代表者	須藤 健一	八島 芳治	一七・五・二六
須藤健夫連合後援会	代表者	須藤 健一	八島 芳治	一七・五・二六
竹内亮一後援会	主たる事務所の所在地	上北郡東北町大字大浦字東道の上二四	上北郡東北町上北九〇	一七・五・三〇
	主たる事務所の所在地	上北郡六戸町大字犬落瀬字千刈田二の五	上北郡六戸町大字折茂字冲山一〇の八一	

青森県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年六月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
佐藤昭三後援会	平成一七・四・六	平成一七・五・九
高木しんや大野地区後援会	一七・三・三	一七・五・三
北日本政治経済研究会	一七・三・三	一七・五・六
上林英一後援会	一七・三・三	一七・五・四
東茂美後援会	一七・四・一	一七・五・三〇
佐々木禮次後援会	一七・五・三〇	一七・五・三〇

青森県選挙管理委員会告示第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年六月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の名称	代表者	主たる事務所の所在地	届出年月日
古館 剛浩 (南郷村長)	北日本政治経済研究会	古館 剛浩	八戸市南郷区大字泥障作字泥障作二二	平成 一七・五・二六

平成十七年 第二四七八号	平成十七年 第二四六七号	発行年月日 発行番号	
出先機関	出先機関	区分	
八	六	五	ページ
下	上	下	段
表中	表中	行	
平成十七年 三六	十枝内隆則	上北郡七戸町字榎林 字家ノ前一二の八	誤
平成十七年 三六	十枝内隆則	上北郡七戸町字榎林 字家ノ前一二の八	正

農 村 整 備 課

正
誤

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭